

法務省民二第2759号
平成22年11月1日

法務局民事行政部長 殿

(東京を除く)

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

行政区画の変更に伴う登記名義人等の住所の変更に係る登記事務の取扱いについて（通知）

標記について、別紙甲号のとおり東京法務局民事行政部長から当職あて照会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

2不登1第389号
平成22年10月18日

法務省民事局民事第二課長 殿

東京法務局民事行政部

行政区画の変更に伴う登記名義人等の住所の変更に係る登記事務の取扱いについて（照会）

区制施行などの地番変更を伴わない行政区画の変更に係る登記名義人の住所等の変更に係る登記事務の取扱いについて、下記のとおり照会します。

記

1 登記名義人の住所の変更の登記について

(1) 登記名義人が登記記録に記録された住所から他の住所に移転した後、当該移転後の住所について区制施行などの地番変更を伴わない行政区画の変更が行われた場合の登記名義人の住所の変更の登記を一の申請ですることは、その登記原因を「平成〇〇年〇〇月〇〇日住所移転、平成〇〇年〇〇月〇〇日区制施行」とすることで差し支えないと考えますが、「平成〇〇年〇〇月〇〇日住所移転」のみで足りるとする意見もあり、いささか疑義がありますので照会します。

(2) (1)の場合、当該登記の申請の添付情報として、当該行政区画の変更に係る市区町村長等の証明書（登録免許税法施行規則（昭和42年大蔵省令第37号）第1条第1項第2号）が提供されたときは、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第5条第5号の規定により登録免許税は非課税となるものと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

2 共同根抵当権の追加設定をする場合の前の登記の債務者の住所の変更の登記について

共同根抵当権の追加設定をする場合には、民法（明治29年法律第89号）第398条の16の規定により「同一の債権の担保として」根抵当権を設定する必要があるため、追加設定する根抵当権の「極度額」、「被担保債権の範囲」及び「債務者」は、前の登記と同一の内容であることを要しますが、前の登記の債務者の住所について、区制施行などの地番変更を伴わない行政区画の変更が行われた場合は、前の登記の債務者の変更の登記をすることなく、追加設定の登記をできると考えますが、債務者の変更の登記を要するとする意見もあり、いささか疑義がありますので、照会します。



22.10.19

第1488

法務省民二第2758号
平成22年11月1日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局民事第二課長

行政区画の変更に伴う登記名義人等の住所の変更に係る登記事務の取扱いについて（回答）

本年10月18日付け2不登1第389号をもって照会のありました標記の件については、1及び2とともに、貴見のとおりと考えます。